

2024年1月15日
株式会社 SBI 証券

行政処分を受けた取引所からの措置について

この度、当社は株式会社東京証券取引所、株式会社名古屋証券取引所、証券会員制法人 札幌証券取引所並びに証券会員制法人 福岡証券取引所より、取引参加者規程等の規定に基づき、下記のとおり措置を受けましたので、掲示いたします。

記

1. 措置の内容

新規株式公開（IPO）銘柄に関し、勧誘を伴う上場日における売買の受託業務に係る各取引所における有価証券の売買を2024年1月12日から同年1月18日まで停止する。

2. 理由

当社は、金融庁から、金融商品取引法第52条第1項の規定に基づき、以下の業務停止を命じられたため。

- ・ 2024年1月12日から同年1月18日までの間、新規株式公開（IPO）銘柄に関し、勧誘を伴う上場日における売買の受託業務を停止すること。

なお、上記措置の結果、お客さまのお取引に直接の影響が及ぶことはありません。

以上